

地下鉄4園館情報発信ボード更新業務 仕様書

1 業務名称

地下鉄4園館情報発信ボード更新業務（以下、「本業務」という。）

2 業務目的

平成28年3月20日付けで4園館連携協定を締結した京都市動物園・京都府立植物園・京都水族館・青少年科学センターを結ぶ交通事業者として、地球環境にもやさしい市バス・地下鉄を運行していることから、4施設の魅力的なイベントやお知らせなどを一体的に紹介する、「情報発信ボード」を地下鉄駅構内に設置している。

この度、「情報発信ボード」の経年劣化に伴い、情報発信機能の維持を目的として、地下鉄4園館情報発信ボード上のポスターパネルの更新を行うもの。

3 履行期限

令和8年9月30日(水)まで

4 履行場所（別紙1参照）

地下鉄烏丸線北山駅

地下鉄烏丸線竹田駅

地下鉄東西線蹴上駅

5 業務内容

既存の情報発信ボード上のポスターパネルを撤去のうえ、同規格のポスターパネルの設置を行う。

なお、契約締結後に速やかに履行スケジュールを提出すること。

(1) 仕様（イメージは別紙2参照）

（ポスターパネル）

- ・ サイズ：B2
- ・ フレーム：アルミ押出材 アルマイト仕上
- ・ コーナー：樹脂／スチール
- ・ 面板：1.5mm透明アクリル
- ・ 背板：アルミ複合板3t+IJマットラミ+貼り加工
- ・ 枚数：各駅4枚

（取付用捨て板 アルミ複合板）

- ・ サイズ：B2
- ・ 枚数：各駅4枚

(2) 施工作業

- ・ 履行場所において施工すること。
- ・ 施工作業実施前に現地調査を行う場合は、発注者と日時を協議のうえ、発注者を帯同して実施すること。

- ・ 施工作業は原則平日 1 日間とし、作業日時は発注者と協議して決定すること。
- ・ 既設パネルの撤去は、受注者の負担によるものとする。また、その剥離跡の清掃を行うものとする。
- ・ 施工作業の 3 営業日前までに、施工当日の会社名、当日の責任者、作業者氏名を発注者まで連絡すること。

6 完了報告

本業務完了後、受注者は発注者に対し、その旨を書面（施工前、施工後の写真を含む）で報告すること。

7 委託料の支払い

発注者は、履行場所において本業務が適切に履行されていることを確認後、受注者からの適法な支払請求書を受領したときは、30 日以内に受注者に当該請求金額を支払うこととする。

8 仕様書の変更

発注者は、本仕様書の定めるところにかかわらず、本業務を迅速・適切に遂行するために必要であり、かつ適当と認めた時には、受注者と協議のうえ、仕様書の内容を変更することができる。

9 再委託の禁止等

- (1) 包括的な業務の再委託を禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要がある場合は、京都市交通局契約規程第 4 4 条の規定に基づき、あらかじめ書面により発注者の承認を得ること。
- (2) 再委託先は、本業務において受注者が負う義務と同等の義務を負うものとする。
- (3) 受注者は、再委託先の行為について再委託先と連携し、その責任を負うものとする。

10 遵守事項

- (1) 受注者は、本業務の実施に当たり、本仕様書、発注者の各規程その他の諸法規を遵守すること。また、個人情報を取り扱う場合は、その取扱いに十分留意するとともに、「個人情報保護法」及び「京都市個人情報保護条例」、「京都市情報セキュリティ対策基準」等の関連法令を遵守し、個人情報の保護に努めること。
- (2) 受注者は発注者と十分連絡を取り合い、本業務の遂行に必要な指示及び承認を得なければならない。
- (3) 受注者は、本業務によって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。委託期間終了後も同様とする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び本業務実施に当たり疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ、発注者の指示に従うこと。